豊饒の射水

射水市議会
社民党議員会

澤村（さわむら）　理（おさむ）

議会活動報告

2011年11月発行

No. 4

一期目の折り返し点を迎えました

立山の冠雪とともに肌寒い日々が続いておりますが、皆様にはいかがお過ごしでしょうか。

私は、当選してからほぼ二年間が経過し、一期目の折り返し点を迎えました。議員としては、そろそろよちよち歩きを卒業し、しっかりとした足取りで進んでいかなければなりません。市政においては、災害対策、庁舎整備、市民協働などの様々な課題が山積しています。皆様の負託に応えるべくこれらの課題に積極的に取り組んでいく所存ですので、なお一層のご支援を心からお願い申し上げます。

以下、私が6月議会で行った代表質問及び9月議会で行った一般質問の概要をご報告いたします。

平成23年6月定例会

初の代表質問を行う

社民党会派の4名の議員を代表して、初の代表質問を行いました。市議会では一年生議員が代表質問するのは珍しいことなので、非常に緊張いたしました。

問一　東日本大震災を踏まえた防災計画の見直しについて

市当局は、「暫定版ではあるが、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを早急に作成し、市民の円滑な避難確保に努める」としているが、津波予測の伝達体制、避難場所、避難経路、避難訓練及びその啓発について、どう対処すべきであると考えているか。

また、石井知事をはじめとした他自治体の首長が志賀原発の再稼働に関して意見を述べているが、夏野市長自身の考えを問うとともに、万が一志賀原発で事故が起きた場合に、市民の生命・財産を守るため正確な情報を把握して包み隠さず瞬時に提供できる態勢の確立についての見解を問う。

答弁（市長・行政管理部長）すぐに実施すべき取り組みとして、10ｍの津波高を想定した暫定版の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル津波災害編」を策定する。県の津波被害シミュレーション調査の結果を踏まえて「津波ハザードマップ」を作成する予定であり、伝達方法や避難所、避難経路などを表示する予定にしている。また、説明会の開催や出前講座及び防災訓練への活用などを図り、防災意識の啓発に努める。

志賀原発の再稼働については、国が示す新たな安全基準に対応し、安全対策を確立することが第一条件であり、住民の安全安心が確保されて後、立地県・市町村のみならず富山県・県内市町村など地元住民にも十分説明して理解を得られることが必要である。また、放射能から市民の生命、財産を守るためには、正確な情報の迅速かつ的確な提供が非常に重要である。今後とも関係機関等との連携を密にし、市民の不安を解消し安全安心な市民生活を確保するため必要な対策を講じる。

問二　公契約条例について

市当局は、公共工事、業務委託、指定管理などの本市が事業者等と契約したうえで発生するあらゆる公共サービスの現場で働く方たちの賃金・労働条件について、どうあるべきと考えているのか、また、その実態の把握はしているのか。

一昨年に施行された「公共サービス基本法」で、「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるもの」と定めているが、当局の認識を問う。

全国のいくつかの自治体では、「国が動かないのなら地方が先に動いて国を動かす」という精

神で先駆けて「公契約条例」を制定している。市が原因者である公共サービスの現場で働く人たち即ち市民のために働く人たちの貧困化・官製ワーキングプア化を防ぐために「公契約条例」の制定について是非前向きに検討されたい。

答弁（行政管理部長）公共サービスの現場では、当然、労働基準法、最低賃金法等の法令が遵守されるべきである。最低賃金法や労働基準法に基づく権限がないため実態の把握はしていないが、さらに法令遵守のＰＲに努める。「公共サービス基本法」は、重要な法律なので、法の趣旨に沿った具体的な施策を推進していく。公契約条例については、適切に入札制度の見直しを行うとともに、国などの今後の動向を見守りながら調査、研究をしていく。

問三　学校給食について

一度給食調理室を取り壊してセンター方式に移行した場合でも、耐震補強等の校舎整備を行う場合、今後は地元の要望があれば単独校調理方式とし、新たに給食室を整備するのか問う。

自校調理でも共同調理でも大差はないから二種混合方式で行くという考え方については、地域によって違うサービスを提供するということであり、不公平感が募るのはないか。富山市も高岡市も明確に校種によって色分けをしているわけではないが、実態としては、ほぼ、小学校は自校直営方式、中学校は委託共同調理という形になっている。特に高岡市は、「小学校については、食育指導の観点から自校直営方式で進める」としている。こうした状況を踏まえ、段階的にでも小学校は自校方式、中学校は共同調理方式というふうに校種によって統一する考えはないのか問う。

答弁（教育長）新しい学校給食センターは、「センター方式の学校は、今後もセンター方式を継続していく」ことを前提に整備したものなので、新湊地区の小・中学校の学校給食については、今後もセンター方式を継続する。

センター方式、単独校調理方式のどちらの方式であっても、給食の質や食育計画を推進する上では優劣はなく、給食に関わる人たちが安全・栄養面等に十分配慮して子供たちに給食を提供しているので、地域によって違うサービスを提供することにより不公平感が募るのではないかということは心配していない。今後とも両方式並立で運営したいと考えており、小学校と中学校で区別して方式を統一することは考えていない。

問四　統合庁舎について

市長は、5月13日に開催された庁舎問題の9度目の議員懇談会で、3月議会で提案するはずだった位置条例を今議会で提案すると約束したにもかかわらず、それを先送りするとした。では一体いつ位置条例を提案するつもりなのか、そして基本設計業務等委託料として計上されている予算は一体いつどのようにして執行されるつもりなのか問う。

また、合併特例債期間が終了する平成27年度末までに必ず統合庁舎建設を完了させるという市長の決意の程を最後に問う。

答弁（市長）基本構想策定後、速やかに条例改正を提案する。また、基本構想を策定した後、基本設計業務に着手する。

また、将来負担を少なくするよう合併特例債適用期間中に整備完了することが不可欠なので、今後とも事業進捗を図る。

代表質問

防災情報システム構築

射水

射水市は、東日本大震災を踏まえ、地震や津波の防災対策を急ぐ。ハード面では2015年度の合併特例債適用期間中に公共施設の耐震化を完了させるほか、早期に総合的な防災情報システムを構築。ソフト面では、津波について暫定版の避難勧告などの判断・伝達マニュアルやハザードマップを作製する。市議会本会議で、堀義治、澤村理両氏の代表質問に夏野市長、米本行政管理部長が答えた。

市は、災害時に住民の一次避難所として小中学校、コミュニティーセンター、二次避難所に保育園、幼稚園を位置付ける。ただ、耐震化率は小中学校70・8％、保育園53・8％、幼稚園33・3％、コミュニティーセンター62・9％となっており、耐震化は各施設の将来の統廃合や耐震診断などを加味して進める。

災害時には情報収集や伝達などが不可欠であり、現在、旧市町村で独立し、アナログの防災行政無線システムを一元化しデジタル化する。他の情報伝達手段と連携させた総合的システムを構築する。

津波対策のマニュアルは、10メートル相当の津波を想定。避難する地域や対象の避難所や伝達方法などを定める。県が本年度行う津波被害シミュレーション調査を踏まえて修正、ハザードマップを作製する。

このほか、沿岸部を中心に公共施設や電柱へ海抜表示する。児童・生徒への防災教育を推進し、緊急的な津波避難ビルとして民間施設と協定を締結する。

また、市役所の位置を変更する条例案の提案先送りについて、市長は「各種団体との意見交換を行い、基本構想を策定し、速やかに提案したい。大島中央公園隣接地での整備に変わりはない」と述べた。

H23.6.17　北日本新聞

平成23年9月定例会

問一　第5期介護保険事業計画策定に当たり、介護保険法等の改正の問題点について

来年度以降の第5期介護保険事業計画の策定の時期を迎えているところなので、6月に成立した「介護保険法等の一部を改正する法律」の中で、社民党として問題があると考えている次の3点について、当局の見解を問う。

①　地域密着型サービスとして「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が追加されるが、この事業が実際に機能できるのかどうか。事業者が夜間の巡回の人員や看護職を確保できるのかどうか。そして、果たして要介護度の高い高齢者や認知症高齢者が、緊急時にケアコール端末を自ら使用してオペレーションセンターに通報できるのか疑問である。加えて、包括定額払い方式となれば、報酬は介護度別の利用限度額の枠内に抑えられるため、結果として通所リハビリや訪問介護など他のサービスが制限され、質の低下が予想される。また、枠外のサービスは自費か利用制限するしかなくなるのではないか。さらに、看護職に主導的な役割を与える形になるため、介護保険の柱の一つであるケアマネジメントの形骸化につながるのではないか。

②　地域支援事業の任意事業に「介護予防・日常生活支援総合事業」を設け、介護予防事業の対象を要支援認定者に拡大し、市町村の判断によって行うとしている。市町村が同事業を導入した場合でも、要支援認定者が従来どおりすべての介護予防サービスを自ら選択し、利用する権利が保障されるのであれば問題はないが、この事業には、見守り、配食サービス等が示されており、これらはホームヘルプサービスの「生活援助」に当たり、在宅の暮らしを支える基本的なサービスがカットされることになりかねない。市町村の判断で要支援者の予防給付を地域支援事業に代える道を開くことは、ただちにではなくとも要支援者を介護保険制度の外に出すことにつながる。また、市町村によって格差が生じることとなる。

③　介護福祉士や一定の教育を受けた介護職員等による「たん」吸引等の実施を可能となるが、このことの先に取り組むべきことは、訪問看護ステーションや介護保険施設等の看護師を増やすなどの看護の充実ではないか。在宅療養者で、たん吸引や経管栄養などが必要な人は症状が非常に不安定で重症の方が多く、医療行為をなし崩し的に介護職員に解禁することは危険ではないか。高齢者の生命の問題であると同時に介護職員の職責にも係る問題であり、慎重を期すべきではないか。

答弁（福祉保健部長）①　24時間対応の定期巡回・随時対応サービスについては、様々な課題があるが、射水市内の事業者がモデル事業として取り組んでいることから、その実績等を踏まえながら、慎重に検討したい。

②　介護予防・日常生活支援総合事業については、

北日本新聞　2011年（平成23年）6月25日

「大島に新庁舎」可決

議員提案　賛成18反対8

15年度まで完成目

射水

射水市庁舎　議員提案可決

慎重な市長の背中押す

議員側　会派超え結束

射水市

市町村議会

市長先送りの統合庁舎条例案

きょう議員提出、採決

予防給付に係わる事業を従来どおり行うか、新しく創設される地域支援事業としての総合事業で実施するか、市が選択することになる。ただし、新制度を導入した場合、国の補助対象額を超えた分を市が単独経費で対応するケースが想定されるとともに、利用者負担や事業者に支払う費用の設定について市が設定することとなるので、他市との格差が生じぬよう連携を取る必要もある。制度的に未確定な部分もあるので、事業実施に向けての早急な判断は差し控えたい。

③　所要の研修を受講して認定された介護福祉士等が、たんの吸引等を実施することが可能となるが、本来、医療行為であり技術的な難しさもあることから、療養患者等の安全を確保した上で行えるよう願うものであり、適切に対処したい。

問二　新湊大橋竣工記念イベントについて

かつて白砂青松の地であった放生津潟が富山新港として造成され、昭和42年12月4日には、堀岡と越ノ潟を結んでいた港口が全面的に切断された。以来45年間にわたり受け継がれてきた要望・陳情活動の積み重ねが、ようやく実を結び新湊大橋が来年秋に完成するとされている。これを最大限活用して、いかに活性化につなげていくかという戦略を進める上での出発点とするべきである。そうした意味で、完成を記念したイベントについては、交流人口の増大をめざした先行投資と捉え、市が主体的・積極的に責任を持って取り組むべきではないか。担当課だけに任せ切りで縦割り的に物事を進めるのではなく、国・県はもちろんのこと、市の組織の中の横のつながり・連携を取りながら、できるだけ多くの民間の皆さんも巻き込んで、射水市が誇る観光資源としてPRするための盛大なイベントにするべきではないか。

また、記念イベントのアイデアの募集については、具体的な枠組みを示すべきではないか。

答弁（産業経済部長）イベントについては、市が中心となって、国や県の協力を得ながら、市民の皆さんの参画のもと、生涯記憶に残るものを実施したい。また、今後の交流人口の増大のための諸事業も関係各課と連携を深めながら、さらには、民間の方々の力も活用しながら、取り組んでいく所存である。

アイデア募集の採用者については、実行委員会への参画や、イベント開催時の助成を考えており、全国に対して情報発信できるような事業を提案していただければ有難いと考えている。

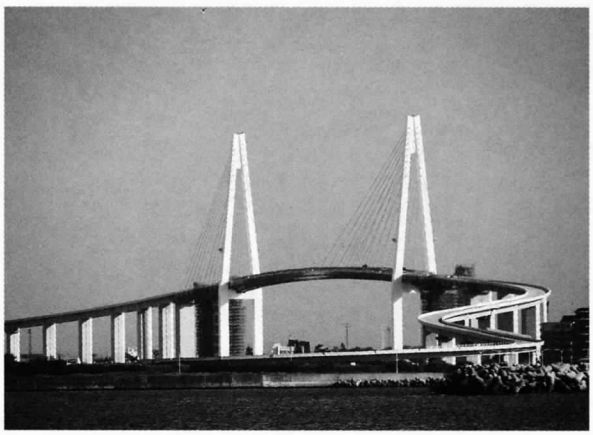

ご意見をお聞かせください！

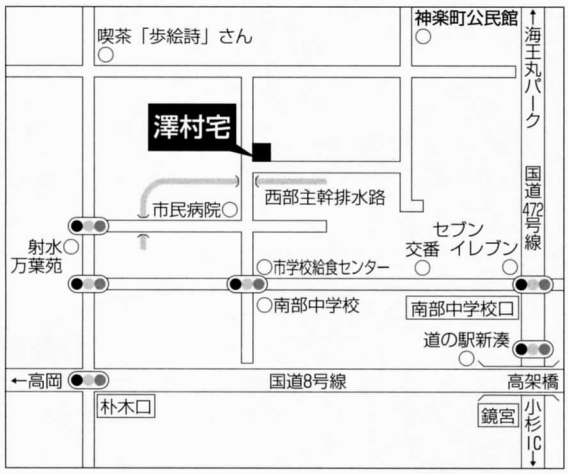

澤村　理の自宅：〒934-0054　射水市神楽町55
（市民病院のすぐ近くです。）
ＴＥＬ0766－84－0655／ＦＡＸ0766－84－0695
E-Mail：o_sawamura@po9.canet.ne.jp

澤村　理へのご意見・ご要望・激励をお待ちしています。

沢村おさむ 市政報告会 後援会定期総会

沢村の議会活動をご報告し、皆様の貴重なご意見を賜ることを目的に、下記のとおり市政報告会・後援会定期総会を開催いたします。お気軽に参加ください。

◎とき　平成23年12月4日㈰
午後4時から一時間程度

◎ところ　神楽町公民館

※どなたでも参加自由です。